

第6回鹿児島地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成18年12月18日(月)午後3時から午後5時まで

2 場 所

鹿児島地方裁判所大会議室

3 出席者

(委員) 浅田伊世雄, 井上繁規(委員長), 江口まさよ, 樺山美喜子, 高野 裕,
辰村吉康, たもつゆかり, 豊重哲郎, 牧 公子, 増田秀雄

(オブ) 渡部市郎刑事部裁判官

(庶務) 事務局長, 民事首席書記官, 刑事首席書記官, 総務課長

4 議事

(1) 新委員(浅田伊世雄, 井上繁規, 樺山美喜子, 辰村吉康)の紹介

(2) 委員長選出

(3) 討議

別紙のとおり(委員長, A~I, オブ)

(4) 次回期日

平成19年5月24日(木)午前10時から正午まで

(5) 次回テーマ

裁判員制度について - 環境整備 -

(別紙)

【今回テーマ】

裁判員制度について - 参加への国民の理解を得るための広報事務の在り方 -

先週、弁護士会会長及び検事正とともに、県内大手企業3社に、裁判員裁判に従業員が支障なく参加できるよう協力を依頼してきたところです。企業側からは、裁判員裁判に参加することによって、司法に対する国民の信頼も高まるだろうと裁判員制度に対して理解を示していただきました。

A 昨年11月5日に、志學館大学の学園祭で、裁判所、検察庁及び弁護士会の協力を得て、裁判員裁判の公開模擬裁判及び公開模擬評議を行いましたので紹介します。

まず、傍聴には500人を超える方に参加していただきました。これは霧島市等の地方自治体への協力依頼やビラ配りやバス車内のポスター掲示などの広報活動が功を奏したものだと思います。傍聴者の半分は志學館大学の学生と教職員ですが、残りの半分は霧島市や鹿児島市の子どもやその保護者が中心でした。裁判員裁判がどのようなものなのか勉強にきてくれたのだと思います。

また、今回は通常1日かけて行っている内容のものを、公判部分1時間30分、評議及び判決部分1時間30分と合計3時間に凝縮して行うこととしましたが、評議では時間が足りないようでした。しかし、初めての公開評議ということもあって、多くの傍聴者が興味を持ってきていたようでした。

さて、傍聴者のアンケート結果ですが、裁判員裁判への参加に消極的な意見が多いようでした。その大きな理由は、時間的な余裕がないことや、被告人の立場であれば、プロに裁いてもらった方が納得できるが、素人に裁かれるのは怖いというものでした。今後は、これらの点を考慮に入れて国民に対する啓発が必要となってくると思いますが、今一度原点に立ち返って、国民がなぜ裁判員裁判に参加しないといけないのか、国民が参加することが開かれた裁判に繋がるということを強くアピールしていかなければならないと感じました。

B 以前、地方で出張講演をしたことがありますが、会場から消極的な質問が多かったのを覚えています。国民の参加意欲を高めていくにはどうしたらいいのか難しい問題だと思います。

C 私は12年前に記者として初めて裁判を傍聴しましたが、裁判で使われている言葉が非常に難しく感じました。そのような状況では、一般市民には裁判の内容は伝わりませんし、開かれた裁判とは言えないと思います。現在、私はニュースキャスターをしていますが、ニュースでは誰が聞いても分かる言葉を使うことになっています。すべての人に伝わらなければニュースは意味がないからです。

また、そのような状況では、被告人本人に対しても果たして裁判の内容が伝わっているのだろうかとも思います。法廷に立たされる被告人は緊張もしているでしょうし、被告人本人にも裁判の内容がきちんと伝わらなければ、傍聴人にも国民にもその内容は伝わらないと思います。

分かりやすい裁判を目指すのであれば、今現在行われている裁判でも分かりやすい言葉を使うことによって、国民にも理解されていくのではないのでしょうか。

D 志學館大学での模擬裁判はとても充実したものでした。これまで検察庁でも裁判員

制度に関する出張講演等を行っていますが、模擬裁判を1時間という短い時間でも行った方が国民に理解してもらえるのではないかと思います。

裁判で使用する言葉については、いろいろ議論をしているところですが、分かりやすい言葉に言い換える努力を法曹三者全体で行う必要があると思います。

また、裁判ではパワーポイントを使いたいとは思っていますが、すべての事件に使うまでには至っていません。

E 最近、裁判員制度に関してよく情報発信されていて、国民への周知はある程度進んだものと思います。セカンドステップの広報としては、その手段に模擬裁判をもっと取り入れるべきであり、その方が裁判員裁判の具体的内容が国民により伝わりやすいと思います。

また、鹿児島県内では圧倒的に小規模企業が多いという実情があります。そのような企業の従業員が裁判員に選ばれることも検討すべきであり、今後は大手企業だけでなく、小規模企業に対する戦略も必要になってくると思います。

市町村が行う生涯学習講座の中に講義を入れ込んでもらったり、大学の法学部とチームを組んで動いてもらうことも検討してみてもどうでしょうか。

F これまでの出張講演や見学会で裁判員制度はある程度浸透しているのではないかと思います。私自身も地裁委員にならなかつたら、関心は低かったのかもしれませんが。今後は、更に関心を持ってもらう工夫を、校区単位や学校単位で行ってみてはどうでしょうか。

G 個人的に一番大変なのは、否認事件だと考えています。果たして3日程度で終了するのか疑問に思います。今後は、自白事件と否認事件を分けて広報した方がいいのではないかと考えています。

H 国民が参加に消極的になる理由として、国民一人一人が裁判官にならなければならないと思っているのではないのでしょうか。それを解いてあげる必要もあると思います。

C委員の意見のとおり、分かりやすい裁判を行うためには、今行っている裁判から改めて行く必要があると思っています。

また、裁判員になるのが心配だと思う人があれば、それを取り除いていくのが広報だと思っています。今後も草の根的な努力をしていきたいと考えています。

今後は、セカンドステップの段階として、国民にもっと分かりやすいQ & Aを作成したいと考えているところです。

I 参加に当たっては、日程調整が大変です。3、4日程度裁判員裁判で拘束されるということであれば、仕事を持つ者は参加に二の足を踏んでしまうこともあると思います。したがって、すべての企業経営者に対して、具体的な内容を伝えるチラシや広報誌を配布すれば、企業の理解も得られ、経営者も従業員に対して参加しなさいと言えるようになるのではないかと思います。

E 裁判が持つ「人が人を裁く」というイメージが国民に不安をあおっているのだと思います。セカンドステップの広報では、「法が人を裁く」ということを強くメッセージとして出していくことが重要だと思います。

(以上)